

## 第3章 種類別の配慮事項

屋外広告物を建築物や敷地のどの場所に設置するか種類を選びましょう。屋外広告物を計画するにあたって、誰が、どこから、どのような状態で見えるのかという見え方についてよく検討し、効果的に設置することが大切です。

### (1) 壁面広告物

- ・ 壁面広告物は広告物の大きさや配置によっては、建築物の外観デザインが損なわれたり、まちなみが不揃いな印象になるなどの特性があります。これらの特性等を踏まえ、外観デザインやまちなみ等に配慮した広告物としましょう。

#### 具体的な配慮事項

- 建築物デザインと一体感を持たせる。
- 建築物デザインに応じた大きさで、バランスのよい位置に設置する。
- 1建物で複数設置する場合は、設置位置や大きさをそろえる。
- 低層部での設置を基本とし、盤面は地色を壁面と同系色とするか、箱文字表示にするなど建築物になじませる。
- 高層部に配置する場合は箱文字や切り文字表示とする。

#### ■ 配慮のための参考事例



箱文字デザインにコーポレートカラーを使用し、大きさや幅を揃えて配置した事例



外壁デザインに合わせて複数の広告物を集合配置した事例



建築物デザインと一体感を持たせた事例



外観デザインに合わせてシンプルなサインを配置した事例

## (2) 地上設置型広告物

・地上設置型広告物は、建築物の外構や歩道等に面した公共的な空間に設けられます。テナントビル等の複数の事業者が表示する場合、多くの広告物が設置される可能性があります。設置に際しては、集合化し、外構の一部として一体的に計画しましょう。

### 具体的な配慮事項

- 安定感のある形態にする。
- 1 建物で集合化し、建物にあわせたデザインを施す。
- 見通しや通行を妨げない位置、高さに設置する。
- 地色は、低彩度で周辺のまちなみに調和する色を用いる。
- 支柱の色は低彩度におさえ、支柱の周囲には植栽を施す。
- 照明を工夫し、夜間景観を高める。けばけばしい電飾は避ける。
- 商品広告は避ける。

### ■ 配慮のための参考事例



周囲の建築物や工作物の色彩やデザインと調和するように配置された事例



複数のテナントを集合化した事例



地色に周辺のまちなみに調和した色を用いた広告物の事例



植栽地に配置された広告物の事例



建築物にデザインを調和させて高さを低く抑えた駐車案内サインの事例



見通しを妨げないよう高さを低く抑えた広告物の事例

### (3) 屋上広告物

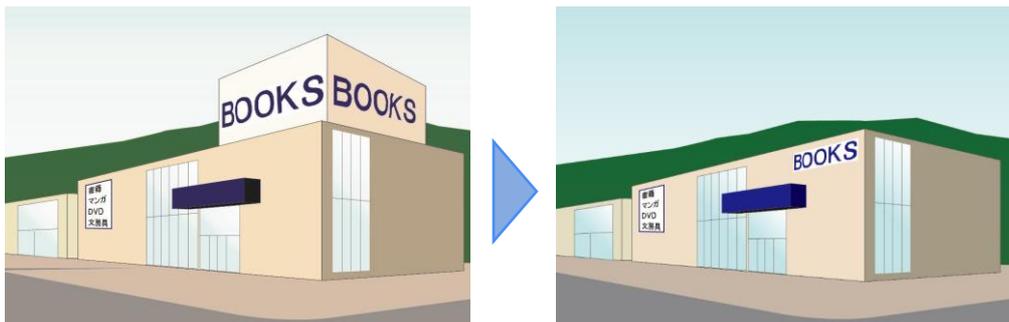
屋上広告物は丘陵地や緑の眺望を阻害するため、できる限り設置を避けてください

- ・屋上広告は比較的遠い場所から目につきやすく、広告物の規模が大きくなる特性があります。また、高所にあることから、周辺のまちなみや背景の丘陵などの景観に影響を及ぼす可能性があります。
- やむを得ず設置する場合は以下に配慮しましょう。

**具体的な配慮事項**

- 建築物デザインと一体感を持たせる。
- 安定感のある形態にする。
- 地色を壁面と同色に、箱文字表示にするなど建築物になじませる。
- 商品広告は避ける。
- 周辺のまちなみや丘陵等への眺望に配慮した形態、規模にする。

■ 配慮イメージ



敷地の後背地などに丘陵地等がある場合は、丘陵や緑地等への眺めを阻害しないように、広告物の規模や設置位置を工夫するなど配慮しましょう。

■ 配慮のための参考事例



屋上ではなく、建築物の外観意匠等に配慮し壁面に設けられた事例



屋上付近の外壁色を活かし箱文字サインを配置した屋上広告物の事例

## (4) 突出広告物

- ・突出広告物は、通りの景観やまちなみの連続性などに大きな影響を与えるものです。まちなみの連続性や、つながりを乱さないように配慮しましょう。

### 具体的な配慮事項

- 建築物デザインと一体感を持たせる。
- 整理、集合化し、1建物で1つとする。
- 地色は、低彩度で建物と調和する色を用い統一する。
- 隣接建物の突出広告と設置高さや突出幅をそろえる。
- 歩行者目線の低層部の設置を基本とする。

### ■ 配慮のための参考事例



1建物で整理、集合化させた事例



歩行者に向けて低層部で効果的に表示した事例



建築物デザインと一体感を持たせたバナーによる突出広告物の事例



地色を低彩度とし、建物と調和した色を用いた事例

## (5) 窓面を利用した広告物

- ・窓面を利用した広告物は、窓ガラス等の開口部を利用した広告物を指します。屋内から掲出する広告物については、屋外広告物の定義に当てはまらないことから規制が難しく、無秩序な表示等が拡大し、窓本来の役割を損なう他、景観への影響が懸念されています。
- ・屋内から掲出する広告物も屋外広告物と同様に、建築物のデザインを損なわないように配慮し、閉鎖感や圧迫感を与えないようにしましょう。

### 具体的な配慮事項

- 窓面全面を広告物で覆わない。
- 無造作な掲出は避け、必要最小限にする。
- シンプルなデザインとし、設置位置や表現方法をそろえる。
- 窓面に貼りこむ場合は、切り文字とし、面的に窓面を塞がないようにする。

### ■ 悪い例



窓前面を覆う掲出や無秩序な掲出は景観阻害要因になります

### ■ 配慮のための参考事例



スーパーは窓面に広告物を設置しがちですが、設置せずにガラスの透過性を活かし、建物内を効果的に魅せている事例



窓面から一定の距離をとり、建築物の外観に配慮した事例



最小限の広告物で効果的に魅せている事例



切り文字で窓に貼り込んでいる事例

## (6) 広告幕 (懸垂幕)

- ・ 壁面を利用する場合、幕の規模が大きくなることがあるので、建築物やまちなみとのバランスに配慮し、必要最小限の大きさ等になるよう配慮しましょう。

### 具体的な配慮事項

- 必要最小限の大きさにする。
- 見通しや通行を妨げない位置、高さに設置する。
- 壁面や軒先に掲げる場合、建物ファサードや意匠に配慮し、設置位置や表現方法を工夫する。

### ■ 配慮のための参考事例



歴史的な外観に合わせて広告幕を配置している事例



店の雰囲気を感じさせる広告幕を配置している事例

## (7) 広告旗 (のぼり旗・バナー広告等)

- ・ 歩行者や自転車等、通行の妨げにならないよう留意するとともに、過度な配置とならないように配慮しましょう。
- ・ のぼり旗は、短期間の設置とし、バナーやのれんなどの設置を検討しましょう。

### 具体的な配慮事項

- 必要最小限の大きさにする。
- 繰り返しの表現や過度な連続配置を避ける。
- 通りの見通しや通行を妨げない位置、大きさに配慮する。
- 連続的に配置する場合、設置位置や表現方法等デザインを揃え、一体感を演出する。

### ■ 配慮のための参考事例



通りに面した壁面に広告旗を設置し、通りの賑わいを演出している事例



必要最小限の大きさと通りの魅力を創出している事例

## (8) 立看板

- ・歩道等にはみ出さないよう、歩行者等の通行を妨げないようにしましょう。

### 具体的な配慮事項

- 必要最小限の大きさにするなど、シンプルなデザインとし、施設や店舗の印象を演出する。
- 歩行者等の通行を妨げないように、敷地内に設置する。

### ■ 配慮のための参考事例



敷地内に計画的に配置された事例



シンプルなデザインの立看板事例

## (9) 日よけ

- ・日よけは、建築物の低層部のデザインに配慮した大きさや色彩としましょう。また、外壁等外観の一部として計画し、隣接するまちなみに配慮しましょう。

### 具体的な配慮事項

- 建築物デザインと一体感を持たせる。
- 文字等を配置する場合は、できるだけ小さくワンポイントとする。
- 地色は、1色づかいとし、建築物や周辺のまちなみに調和する色を用いる。

### ■ 配慮のための参考事例



文字を小さくワンポイントとし、落ち着いた色彩を用いた事例



コーポレートカラーを使い、通りの賑わいを演出している事例

## (10) はり紙・はり札

- ・はり紙・はり札の安易な配置は控えましょう。設置する場合は、期間を限定するなど必要最小限としましょう。

## (11) 自動販売機等

- ・自動販売機等は、建築物の前面や道路脇に置かれるなど、建築物やまちなみ等の沿道景観に大きな影響を及ぼします。建築物の外壁や周辺のまちなみに調和した色彩や配置とするなど、配慮しましょう。

### 具体的な配慮事項

- 自動販売機の外観色彩は、近接する建築物に調和する配置、落ち着いた色彩とする。
- 複数台設置する場合は、色彩を揃える。
- ブランドや商品名などは最小限の表示にする。

### ■ 配慮のための参考事例



背景の緑と調和する落ち着いた色彩を用いた事例



自動販売機本体の色彩等を背後の外壁材と同調させて目立たなくさせた事例

## (12) 車体利用広告物

- ・車体利用広告物は行き交う人々の目に無条件で飛び込んでくる特性を有しているため、交通上の安全性や沿道等への景観配慮が必要となります。
- ・公共空間を移動する広告物としてまちなみに配慮し、シンプルなデザインとしましょう。

### 具体的な配慮事項

- 文字の大きさは読みやすさと全体のバランスに配慮する。伝えたい情報を整理し、最小限にする。
- ロゴ、社名、商品名の繰り返しの利用は避ける。車体デザインに留意し、サイン等デザインが切れないように注意する。
- 地色又は広範囲に使用する色彩は、派手な原色又は金銀色を使用しない。
- 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるものは避ける。(テールランプの色と同色など)

### ■ 配慮のための参考事例



コーポレートカラーを使用したバスラッピングの事例



沿線の景観に配慮されたラッピング列車の事例

## (13) 新たな広告物への対応（表示可変式等）

### 映像装置付き広告物（デジタルサイネージ）

- ・映像装置付き広告物（デジタルサイネージ）は、周辺環境に大きな影響を与えるため、商業地や人の往来の多いターミナル周辺での使用を原則とし、住環境への配慮が求められる地域では設置しないでください。

〈吹田市屋外広告物条例〉

- ・第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域などは禁止区域。
- ・重点制限区域（第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域）では光源が点滅するもの、光源（ネオン管に限る。）が露出するもの又は映像装置若しくはこれに類するものを使用しないこと。

- ・上記以外の地域で表示可変式等の広告物を表示等する場合は、以下に配慮しましょう。

#### 具体的な配慮事項

- 住環境への配慮が求められる地域には設置しない。
- 壁面広告物、地上設置型広告物のみとし、突出広告物は不可とする。
- 壁面に設置する場合は、建築物と一体的な形態・意匠とし、低層部での設置を基本とする。また、窓面をふさがないように設置することとする。
- 地上設置型とする場合は、ヒューマンスケールに配慮した高さや幅とする。ただし、これによらない場合は本市との個別協議により決定するものとする。また、通行の妨げにならない設置位置とする。
- 連続して設置しない。
- 昼間と夜間の見え方等に配慮し輝度を調整する。（夜間は 800cd/m<sup>2</sup>以下を目安とする）
- 自動車運転の視線、交通信号、交通標識等に影響を与えないよう、派手な色彩や点滅、動きの速い動画は避ける。
- 原則、音は出さない。
- 周辺環境に応じて適切な消灯時間を設定する。

#### ■ デジタルサイネージの事例



商業地に配置されたデジタルサイネージ事例



歩行者からの見え方に配慮されたデジタルサイネージ事例

#### プロジェクションマッピングやメディアファサード

プロジェクションマッピングやメディアファサードなど光や映像による演出は、規模が大きく、期間が限定されるものであっても周辺環境への配慮を十分に行う必要があります。設置にあたっては本市との個別協議が必須となります。